

2023春季生活闘争 構成組織取り組み方針(案)の概要

構 成 組 織 名	森林労連
方 針 決 定 日	2023年2月24日
要 求 提 出 日	各構成組織で決定
回 答 指 定 日	各構成組織で決定

要求項目	要求内容
(1) 基本的な考え方	<p>○林業労働者の賃金等労働条件について、国の施策によって他産業並みの待遇確保を求める。</p> <p>○総合的労働条件の改善を求める。</p>
(2) 基盤整備	<p>・サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配/取引の適正化</p> <p>・賃金水準闘争を強化していくための取り組み</p>
(3) 賃上げ要求	<p>■月例賃金</p> <p>○個別銘柄(年齢ポイント)ごとの「最低到達水準」「到達目標水準」</p> <p>○「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」</p> <p>○規模間格差の是正 (中小賃上げ要求)</p> <p>○雇用形態間格差の是正 ・企業内最低賃金協定の締結 ・昇給ルールの導入</p> <p>■男女間賃金格差の是正 ・「見える化」と問題点の改善 ・生活関連手当</p> <p>■初任給等の取り組み ・社会水準の確保 ・年齢別最低到達水準の協定締結</p> <p>■一時金 ・一時金の要求基準等 ・有期・短時間・契約等で働く労働者への対応</p>

(4) 「すべての労働者の立場にたった働き方」の改善

■長時間労働の是正	<input type="radio"/> 不払い残業撲滅のため、厳格な勤務時間管理を徹底すること。(林野労組) <input type="radio"/> 超過勤務縮減のための体制を確立し、実効ある超過勤務縮減策を実施すること。(林野労組)
■すべての労働者の雇用安定に向けた取り組み	<input type="radio"/> 非常勤職員制度について、法律上明確に位置付けることとし、勤務条件等、均等待遇の原則に基づき、関係法令、規則を適用するとともに、通年雇用とする等、雇用の確保を図ること。(林野労組)
■職場における均等・均衡待遇実現に向けた取り組み	<input type="radio"/> 均等・均衡待遇に向けて臨時・非常勤職員の待遇を抜本的に改善すること。採用時の賃金単価、適用単価改正時の遡及対応等の改善を図ること。(林野労組)
■60歳以降の高齢期における雇用と待遇に関する取り組み	<input type="radio"/> 定年引上げまでの間は、2013年の閣議決定に基づき、フルタイムを中心とする職員の希望通りの再任用の実現とあわせ、短時間勤務再任用の勤務日数については、週3日以上とすることや、高齢期の生活を支える給与、宿舎の貸与等、適切な労働条件を確保すること。(林野労組)
■テレワーク導入にあたっての労働組合の取り組み	<input type="radio"/> テレワークの環境整備を図ること。(林野労組)
■その他 ・人材育成と教育訓練の充実 ・中小企業、有期・短時間・派遣等で働く労働者の退職給付制度の整備など	<input type="radio"/> 「緑の雇用」新規就業支援対策等の人材育成・確保政策の拡充を図ること。(森林労連)

(5) ジェンダー平等・多様性の推進

・改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法 ・ハラスメント対策と差別禁止 ・育児や介護と仕事の両立 ・次世代育成支援対策推進法	<input type="radio"/> 休業制度の内容を充実するとともに、取得しやすい職場環境の整備を図ること。(林野労組) <input type="radio"/> 介護休暇の有給化や期間の拡大等内容を充実すること。(林野労組) <input type="radio"/> 子の看護休暇について、対象年齢を拡大する等、内容を充実すること。(林野労組)
---	---

(6) その他 ●上記に分類されない重要な取り組みがあれば記入

--